

改正案	現行
<p style="text-align: center;">内閣府本府政策評価基本計画（第7次）（案）</p> <p style="text-align: right;">令和2年5月14日 内閣総理大臣決定 <u>令和3年3月 日</u> <u>一部改正</u></p> <p>[1. ～ 4. 略]</p> <p>5. 事前評価の実施に関する事項 (2) 規制に係る事前評価 ③ <u>評価の実施時期</u></p> <p>(3) 租税特別措置等に係る事前評価 ③ <u>評価の実施時期</u></p> <p>6. 事後評価の実施に関する事項 (2) 政策体系に基づく政策に係る事後評価 ① 評価の方式 評価の<u>対象期間</u>を5年間等の複数年度とする実績評価方式を基本とする。 ④ 事前分析表の作成、モニタリング 事後評価の実施に当たっては、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了</p>	<p style="text-align: center;">内閣府本府政策評価基本計画（第7次）</p> <p style="text-align: right;">令和2年5月14日 内閣総理大臣決定</p> <p>[1. ～ 4. 略]</p> <p>5. 事前評価の実施に関する事項 (2) 規制に係る事前評価 ③ <u>評価の時期</u></p> <p>(3) 租税特別措置等に係る事前評価 ③ <u>評価の時期</u></p> <p>6. 事後評価の実施に関する事項 (2) 政策体系に基づく政策に係る事後評価 ① 評価の方式 評価の<u>期間</u>を5年間等の複数年度とする実績評価方式を基本とする。 ④ 事前分析表の作成、モニタリング 事後評価の実施に当たっては、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了</p>

承)を踏まえ、評価の対象となる施策ごとに、評価の対象期間の初年度第2四半期に事前分析表を作成する。

[略]

事前分析表は、評価の対象期間中、毎年度、測定指標及び参考指標の実績値をモニタリングして更新する。

[略]

⑤ 評価の実施時期

評価の対象期間の最終年度の翌年度に、最終年度までの実績を対象に評価を実施する。政府が閣議決定する大綱等に係る施策については、大綱等の見直しに係る検証・評価との連携を図るため、最終年度及び最終年度の翌年度に、それぞれの前年度までの実績を対象に評価を実施する。ただし、本基本計画による複数年度の評価に移行する一巡目については、試行的に初年度の翌年度に、初年度の実績を対象に評価を実施する。

[削除]

政策体系に掲げる全ての施策の評価の対象期間は、各施策の特性、見直しの時期等を踏まえ、各年度に評価を実施する施策の数が平準化するよう、年度を分散して設定する。

なお、大規模な自然災害等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、担当課等において評価を実施することが困難となった場合には、評価の実施時期を延期する等の措置を柔軟に講ずる。

[(3) 略]

(4) 規制に係る事前評価

承)を踏まえ、評価の対象となる施策ごとに、評価の期間の初年度第2四半期に事前分析表を作成する。

[略]

事前分析表は、評価の期間中、毎年度、測定指標及び参考指標の実績値をモニタリングして更新する。

[略]

⑤ 評価の時期

評価の期間の最終年度に、これまでの実績を対象に評価を実施する。政府が閣議決定する大綱等に係る施策については、大綱等の見直しに係る検証・評価との連携を図るため、最終年度の直前の年度及び最終年度に、これまでの実績を対象に評価を実施する。ただし、本基本計画による複数年度の評価に移行する一巡目については、試行的に初年度にも評価を実施する。

施策目標等や測定指標の実績が安定的に推移する施策については、上記にかかわらず、目標未達成時のみ評価を実施すれば足りる。

政策体系に掲げる全ての施策の評価の期間は、各施策の特性、見直しの時期等を踏まえ、各年度に評価を実施する施策の数が平準化するよう、年度を分散して設定する。

なお、大規模な自然災害等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、担当課等において評価を実施することが困難となった場合には、評価の時期を延期する等の措置を柔軟に講ずる。

[(3) 略]

(4) 規制に係る事前評価

<p>③評価の<u>実施時期</u></p> <p>(5) 租税特別措置等に係る事前評価</p> <p>③評価の<u>実施時期</u></p> <p>[7. 略]</p> <p>8. 政策評価の結果の政策への反映、活用に関する事項</p> <p>(2) 幹部ヒアリングの実施</p> <p>令和3年度以降、毎年度の第1四半期に、<u>当該年度</u>に政策評価を実施した部局は、政策評価広報課及び大臣官房関係課の立会いの下、当該政策評価の結果について幹部ヒアリング*を受け、政策評価の方法、当該結果の政策の企画立案作業への活用、政策への反映等の方向性に関して意見交換を行う。</p> <p>[9. ~ 11. 略]</p>	<p>③評価の<u>時期</u></p> <p>(5) 租税特別措置等に係る事前評価</p> <p>③評価の<u>時期</u></p> <p>[7. 略]</p> <p>8. 政策評価の結果の政策への反映、活用に関する事項</p> <p>(2) 幹部ヒアリングの実施</p> <p>令和3年度以降、毎年度の第1四半期に、<u>前年度</u>の政策評価を実施した部局は、政策評価広報課及び大臣官房関係課の立会いの下、当該政策評価の結果について幹部ヒアリング*を受け、政策評価の方法、当該結果の政策の企画立案作業への活用、政策への反映等の方向性に関して意見交換を行う。</p> <p>[9. ~ 11. 略]</p>
<p>備考：表中の[]の記載は注記。</p>	

内閣府本府政策体系

(別紙)

政策	施策	部局名
1. 公文書管理	1. 公文書管理の適正な実施	大臣官房公文書管理課 公文書監察室
2. 政府広報	2. 政府広報の戦略的な展開	大臣官房政府広報室
3. アイヌ政策	3. アイヌ施策の推進	大臣官房アイヌ施策推進室
4. 経済財政政策	4. 経済財政に関する施策の推進	政策統括官(経済財政運営担当) 政策統括官(経済社会システム担当) 政策統括官(経済財政分析担当)
5. 地方創生	5. 地方創生に関する施策の推進	地方創生推進室 地方創生推進事務局
6. 地域経済活性化支援	6. 地域経済活性化に関する施策の推進	地域経済活性化支援機構担当室
7. 防災	7. 防災に関する施策の推進	政策統括官(防災担当)
8. 原子力防災	8. 原子力災害対策の推進	政策統括官(原子力防災担当)
9. 沖縄政策	9. 沖縄振興に関する施策の推進	政策統括官(沖縄政策担当) 沖縄振興局
10. 共生社会政策	10. 子ども・若者育成支援推進大綱の作成・推進	政策統括官(政策調整担当)
	11. 青少年インターネット環境整備基本計画の作成・推進	
	12. 高齢社会対策大綱の作成・推進	
	13. 障害者基本計画の策定・推進	
	14. 交通安全基本計画の作成・推進	
	15. 子どもの貧困対策大綱の作成・推進	
	16. 青年国際交流の推進	
11. 地方分権改革	17. 地方分権改革に関する施策の推進	地方分権改革推進室
12. 遺棄化学兵器廃棄処理	18. 遺棄化学兵器の廃棄処理の実施	遺棄化学兵器処理担当室
13. 男女共同参画	19. 男女共同参画基本計画の作成・推進	男女共同参画局
14. 食品安全	20. 食品健康影響評価に関する施策の推進	食品安全委員会事務局
15. 公益認定等	21. 公益法人制度改革等の推進	公益認定等委員会事務局 大臣官房公益法人行政担当室
16. 経済社会総合研究	22. 経済社会総合研究の推進	経済社会総合研究所
17. 迎賓施設	23. 迎賓施設の適切な管理・運営	迎賓館
18. 科学技術・イノベーション政策	24. 科学技術基本計画の策定・推進	科学技術・イノベーション推進事務局 原子力政策担当室
19. 健康・医療	25. 匿名加工医療情報に関する施策の推進	健康・医療戦略推進事務局
20. 宇宙政策	26. 宇宙開発利用に関する施策の推進	宇宙開発戦略推進事務局
21. 北方対策	27. 北方領土問題解決促進のための施策の推進	北方対策本部
22. 子ども・子育て	28. 少子化社会対策大綱及び子ども・子育て支援の推進	子ども・子育て本部
23. 海洋政策	29. 有人国境離島施策の推進	総合海洋政策推進事務局
24. 国際平和協力	30. 国際平和協力に関する施策の推進	国際平和協力本部事務局
25. 日本学術会議	31. 日本学術会議に関する施策の推進	日本学術会議事務局
26. 官民人材交流	32. 国家公務員の再就職支援及び官民の人材交流の円滑な実施の支援	官民人材交流センター